

国際記念物遺跡会議 インターンシップ報告書

藤井 郁乃¹⁾

所属 1) 筑波大学大学院人間総合科学研究科世界文化遺産学専攻

Internship report in International Council of Monuments and Sites

Ikuno FUJII¹⁾

1) World Cultural Heritage Studies, Graduate School of Comprehensive Human Sciences, University of Tsukuba

2019年9月から2020年3月にかけて、フランス・パリに所在を置く国際記念物遺跡会議(以下ICOMOS)の事務局にてインターンシップに従事しました。本稿では、期間中の業務内容および所感を報告します。なお、このインターンシップは筑波大学自然保護寄付講座の支援を受けて行われました。

1. ICOMOS とは

ICOMOS は 150 か国以上の 10000 人を超えるメンバーから成る国際 NGO で、文化遺産の保護に関わる活動を行っています。第二次世界大戦で各国の文化遺産が破壊、遺失されたことを受け、ユネスコで記念物保存に関する国際機関を設置する構想が生まれました。この構想は「ヴェニス憲章」にまとめられ、文化遺産の保存や復元、発掘に関わる基本精神を示すものとして 1964 年に正式採択されました。ICOMOS の設立はこのヴェニス憲章の上に成り立つものです。

ヴェニス憲章の精神は世界遺産条約に受け継がれており、世界遺産条約が成立した 1972 年から一貫して、ICOMOS は諮問機関として世界遺産の審査やモニタリングに関わっています。

2. ICOMOS での業務

ICOMOS では Advisory & Monitoring 部に所属し、多岐に渡る業務に関わらせていただきました。ICOMOS で世界遺産に関わる業務を大きく分けると世界遺産リスト登録前と後に分かれます。私の所属した部署は主にリスト登録後の世界遺産の保全状況に関わる業務を担当する所ですが、近年の ICOMOS の業務の増加に伴って、世界遺産リスト登録前の段階に関わる業務も行うようになっていきます。本報告では、関わらせていただいた業務のうち特に印象に残っているものを紹介します。

2.1 遺産の保全状況報告書(State of Conservation report, 以下 SOC)に関わる業務

ICOMOS では、世界遺産リストに登録された遺産の保全・管理状況について通年の監視を担当しています。その中で、保全状況に課題を有する世界遺産については、委員国に SOC レポートの提出を要請し、これを以て遺産の置かれた状況を判断しています。ICOMOS からの報告を受けた世界遺産委員会が、際立って重大な危機にあると判断した遺産が「危機遺産リスト」に登録されることになっています。私は各国から提出される SOC の集計や現地調査の手配に携わらせていただきましたが、SOC に限っただけでもその業務量に圧倒されました。ICOMOS が監視する遺産の数は現在でも 800 を超えています。世界遺産の登録数の増加に伴ってその数は年々増えています。さらに、昨今の都市開発やオーバートーリズム、相次ぐ自然災害などで保全状況に課題を有する遺産も増加しており、それに伴

う委員国との SOC のやりとりや現地調査数の増加によって ICOMOS の業務も相対的に増加傾向にあります。一方で UNESCO の深刻な予算難によって ICOMOS の予算状況が厳しいこともインターン中に伝わってきました。限られた予算と人員で、ICOMOS は年々増加する業務をこなさざるをえない状況になっています。

2.2 アップストリームプロセスに関わる業務

アップストリームプロセスは 2015 年から始まった新しい世界遺産に関わる新しい仕組みです。アップストリームによって、委員国は世界遺産への推薦手続きの中で諮問機関と対話を重ね、登録のための課題や諮問機関の意見を確認することができるようになりました。これまでの制度では、諮問機関の評価を得ることができるのは表面的には世界遺産委員会の直前のみだったので、アップストリームは委員国が遺産を世界遺産に推薦するか否か、諮問機関の意見を交えながら判断できるようにしたものとと言えます。

私は数件のアップストリームに関わらせていただきましたが、莫大な費用と時間がかかる世界遺産の推薦に際し、事前に諮問機関の反応と感触を掴んでおけるというのは委員国側にとって大きな好機になると感じました。諮問機関にとっても全体としての評価プロセスが長くなり時間的な猶予ができるといった利点がある一方で、アップストリームの際に出した意見が世界遺産の登録審査に係る最終的な評価に関わってくるというプレッシャーが付き纏います。また、アップストリームの段階では委員国が諮問機関に提供する遺産に関する情報が十分にまとまっていないことを踏まえると、諮問機関側には豊富な知識を有した評価者の選定が求められるという難しさを感じました。

2.3. 世界遺産センターでの経験

6 ヶ月間のインターン期間中には、パリのユネスコ本部の敷地内に拠点を置く「世界遺産センター」にも訪問させていただきました。SOC に関する世界遺産センターと ICOMOS の会合に同行したり、NGO をはじめとする世界遺産関係者による現地報告と諮問機関との情報交換を行う「World Heritage Watch forum」に参加させていただきました。これらの経験は、世界遺産が国や大陸を超えた遺産保護のフラグシップであることを改めて強く実感させてくれるものになりました。

3. まとめ

ICOMOS で勤務できたことは、「世界遺産学」という学際的かつニッチな学問に足を踏み入れた自分の遺産保護に対する向き合い方を大きく見直す経験となりました。世界遺産条約には多くの問題が指摘されています。年々数が増え続ける遺産の管理、諮問機関の事前評価が委員国のロビイングで覆される事例の増加、グローバルストラテジーに反して拡大傾向にある地域差など、枚挙に遑がありません。しかし、今回のインターンでは、制度の重要な担い手である ICOMOS の業務が逼迫した状況であることを感じました。主に自然遺産を担当する諮問機関の IUCN も「世界遺産の信頼性の担保のために、制度の抜本的な改革と、複雑化・増加する業務に対応するさらなる時間が必要」と述べているように、現在の枠組みを継続する限界が近付いてきています。

世界遺産条約の採択から 48 年経ち、世界遺産を創り上げてきた方々が一線から退かれる今、世界遺産学を学ぶ身として、今後の世界遺産がどうなるか、どうしていくかを考え続けねばならないと感じました。

このような貴重な機会をくださった ICOMOS 事務局の皆様、筑波大学自然保護寄付講座のご関係者様、その他多大なるサポートをいただいた方々に心より御礼申し上げます。

(著者連絡先)

氏名：藤井 郁乃

住所：〒305-8571 茨城県つくば市天王台 1-1-1 共同研究棟 A/人文社会学系棟